

第1章 沿革

- 1 日立市下水道事業の特徴
- 2 日立市公共下水道事業の沿革

1 日立市下水道事業の特徴

下水道は、都市における生活環境の改善及び河川、湖沼、海域などの公共用水域の水質汚濁防止、水質保全のための基本的な施設として不可欠であり、健康で文化的な生活を営むための基盤となるものである。

(1) 下水道事業の形態

本市における公共下水道は、昭和44年3月に事業認可を得て中央地区の建設事業に着手し、その後、住民の公共下水道整備への要望の高まりに応え、順次区域の拡大を図り現在に至っている。

本市は、細長い帯状の形をしていることから、この地形や条件等に合わせた総体的な都市計画の中で、次の三つの事業形態により下水道事業を実施してきた。

昭和48年4月に中央処理区の一部地域で供用を開始して以来、供用区域を拡大し、平成元年4月には、流域関連処理区・広域処理区の一部地域で供用を開始した。

令和4年度末現在での、市全体の普及率は98.2%である。

ア 中央処理区

市の中心部に当たる処理区で、昭和44年から市単独で事業を進めた。

事業計画面積 約2,081ha
事業計画人口 約7万4,000人
総事業費 約608億円

イ 広域処理区

2市（日立市・高萩市）で進めており、広域公共下水道事業の計画区域内に組み込まれている。昭和57年4月に一部事務組合が発足した。

事業計画面積 約2,545ha（うち日立市は、約1,452ha）
事業計画人口 約6万5,000人（うち日立市は、約3万9,000人）
総事業費 約707億円（うち日立市は、約396億円）

ウ 流域関連処理区

茨城県的那珂久慈流域下水道に接続する整備事業として位置付けられており、全体計画の構成市町村は、6市2町1村（日立市・ひたちなか市・常陸太田市・水戸市・那珂市・常陸大宮市・大洗町・城里町・東海村）である。

[那珂久慈流域下水道（全体計画）]

事業計画面積 約2万ha
事業計画人口 約37万7,000人
総事業費 約1,697億円

[那珂久慈流域下水道関連 日立市公共下水道事業]

事業計画面積 約1,754ha
事業計画人口 約5万3,000人
総事業費 約444億円

(2) 河川の水質改善

こうして下水道が普及した成果を端的に数字で表したものが、市内を流れる桜川・鮎川を始めとする河川のBOD（生物化学的酸素要求量 河川の水質を表す最も代表的な数値で、数値が大きいほど汚濁物質(有機物)が多く、水質の汚濁が進んでいることを意味する）の数値である。

これらの川のBOD数値は、供用開始前の昭和47年当時は50mg/Lを超えていたが、現在では約1mg/Lまで減少したことから、下水道が整備普及されたことがわかる。また、平成4年度の「いきいき下水道賞」の水環境回復部門で、サケやアユがすめる川に生まれ変わった鮎川蘇生作戦が第1回建設大臣賞を受賞した。

(3) 汚泥処分

中央処理区「池の川処理場」で発生する汚泥の大部分と、那珂久慈流域関連処理区から流入した汚水により、県が管理する「那珂久慈浄化センター」で発生する汚泥は、ひたちなか市「那珂久慈浄化センター」内にある「那珂久慈ブロック広域汚泥処理施設」で焼却処分されている。

(4) 公営企業会計の適用

公共下水道事業は膨大な資産を有しており、この資産を適切に管理運営し、市民に安定した公共サービスを提供するためには、経理を明確にする必要があるとの判断で、昭和61年度当初から公営企業法を適用した。

(5) 施設の有効利用

平成6年度整備の「アクアスポットふれあい館」、平成7年度整備の「池の川処理場東側屋上ゲートボール・クロケー場」は、既存の親水公園とともに、市民の憩いの場として開放している。

2 日立市公共下水道事業の沿革

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|--|
| S33.4.24 | 新下水道法公布（S33年3月） |
| S38.8.1 | 建設部都市計画課に下水道係を新設 |
| S39.2.15 | 日本技術開発㈱に調査を依頼し、基本計画を策定 （排水区域は旧日立市街地560ha、終末処理場は滑川し尿処理隣接地 又は 浜の宮海岸を予定） |
| S42.7.1 | 機構改革により建設部設計課下水道係となる。 |
| S43.1.1 | 下水道建設事務所を新設 |
| S43.3.12 | 建設省職員が来市し検討の結果、処理場を市の中心部に移すことなど、大幅変更を指摘される。 |
| S44.3.18 | 下水道特別委員会設置 （第1回定例会において19人の委員をもって構成、下水道整備第1期第2次事業の目的達成まで継続し、閉会后も特別委員会において審査した。） |
| S44.3.18 | 下水道事業計画認可 排水面積780.31ha、排水人口103,000人、計画工期昭和44年～50年度まで（7箇年）、事業費39億7,000万円、受益者負担率1/4、1㎡当たり137円 |
| S44.4.1 | 分流式による日立排水区の事業計画が39億7,000万円で認可され、工事に着手 |
| S44.4.18 | 都市計画法に基づく受益者負担に関する省令の制定 |
| S46.5.17 | 下水道特別委員会の設置 （改選後の第1回臨時会、前回と同様の趣旨をもって設置、委員13人） |
| S47.12.23 | 日立市公共下水道条例、日立市公共下水道事業特別会計の制定 |
| S48.1.1 | 下水道建設事務所が下水道部となる。（業務課、工事課、処理センター） |
| S48.3.30 | 日立市下水道条例施行規則、日立市排水設備指定工事人規則、日立市水洗便所改造資金助成規則の制定 |
| S48.4.1 | 鹿島町、弁天町、幸町の一部、旭町の一部、72haが下水道供用可能地区となる。 処理場運転開始（処理人口 計画103,000人、S48年4月現在 12,695人） |
| S48.5.2 | 下水道事業計画変更認可 (1) 総事業費 71億6,900万円 (2) 計画工期 8箇年 |
| S48.10.1 | 日立市公共下水道私道工事施行要綱の制定 |
| S50.1.1 | 普及促進班が新設される。（係員3名） |
| S50.3.10 | 下水道事業計画変更認可 (1) 従来の計画区域に多賀地区を加え1,683haに拡大 (2) 処理人口を実態に合わせて見直し （日立地区103,000人→70,000人、多賀地区121,000人→75,000人） (3) 日立地区は、管渠は51年度まで、処理場は55年度まで延長し、12箇年計画とした。 多賀地区は、50～57年度までの8箇年計画とした。 (4) 総事業費は237億6,700万（日立地区94億3,000円、多賀地区143億3,700万円） (5) 多賀地区受益者負担金は、日立地区の現時点における実質的な負担率1/10と同率とした。 （1㎡当たり161円） |
| S50.4.1 | 日立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び条例施行規則を制定 |
| S50.5.24 | 上記変更申請どおり認可 |
| S50.5.30 | 日立市水洗化促進事務取扱要綱の制定 |
| S51. | 那珂久慈流域下水道事業が採択され、日立の南部地区をはじめ、8市町村を対象に440億円の事業費で整備されることになった。 |
| S54.3.28 | 下水道事業計画変更申請 従来、下水汚泥は脱水処理し、ケーキ状にして市内山間部に埋立処分を行っていたが、下水汚泥の肥効性に着目し、緑農地へ還元して下水汚泥の有効利用を図るため、好気性発酵処理に変更した。 （4億3,000万円増額、総事業費242億1,700万円） |
| S54.5.2 | 上記変更申請どおり認可 |

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|---|
| S55.10.1 | 好気性発酵処理施設建設工事に着手（滑川本町5丁目2439番地） |
| S55.10.28 | 下水道事業計画変更申請 (1) 従来の計画区域に滑川地区を加え1,998.57haに拡大 (2) 処理人口を実態に合わせて見直し (日立地区70,000人→65,000人、多賀地区75,000人→73,000人、滑川地区22,000人を追加) (136億8,300万円増額、総事業費379億円) |
| S55.11.21 | 上記変更申請どおり認可 |
| S57.4.1 | 日立北部地区の下水道事業整備の早期実現を図るため、日立市、高萩市、十王町による日立・高萩・十王広域下水道組合を設置し、事業に着手 (日立市計画人口45,000人、目標年次は昭和75年、概算事業費日立分263億8,000万円) |
| S57.7.19 | 好気性発酵処理施設完成 |
| S57.10.1 | 好気性発酵処理施設を日立市コンポストプラントと称し運転を開始 (汚泥処理能力20m ³ /日) |
| S58.1.13 | 日立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 滑川地区に適用する受益者負担金を決定 (1m ² 当たり269円) |
| S58.1.26 | 日立・高萩・十王広域下水道事業認可 |
| S59.7.24 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道都市計画決定 計画面積 1,540.7ha |
| S59.9.3 | 同上下水道法事業認可 認可面積 745.0ha |
| S59.9.13 | 同上都市計画法事業認可 認可面積 733.1ha |
| S60.4.1 | 地方公営企業法適用のため準備に入る。 |
| S60.12.26 | 日立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 流域関連処理区(南部地区)に適用する受益者負担金を決定(1m ² 当たり330円) 日立市下水道事業に地方公営企業法を適用する条例を制定(S61.4.1施行) |
| S61.3.31 | 普及促進班廃止(目的達成のため) |
| S61.4.1 | 地方公営企業法適用により下水道部が下水道局となる。 (総務課、計画維持課、建設課、施設管理課) |
| S62.12.25 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道都市計画変更決定 計画面積 1,600.0ha |
| S63.3.17 | 同上下水道法事業認可 認可面積 768.0ha (雨水事業:茂宮川流域の一部を追加) |
| S63.3.24 | 同上都市計画法事業変更認可 認可面積 768.0ha |
| S63.4.1 | 日立市下水道条例の一部改正 使用料の額を従量料金制度とし、基本使用料と超過使用料との合計額とした。 |
| S63.12.26 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道都市計画変更決定(幹線管渠変更) |
| H元.3.29 | 日立市公共下水道事業下水道法事業変更認可(処理場設備追加) |
| H元.3.30 | 同上都市計画法事業変更認可 |
| H元.3.30 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更認可 認可面積 1,512.0ha(雨水排水区の計画を変更、計画面積768.0ha→259.0ha) |
| H元.3.30 | 同上都市計画法事業変更認可 認可面積 1,512.0ha |
| H元.4.1 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道及び日立・高萩・十王広域公共下水道の各一部が供用開始 |
| H2.4.1 | 機構改革により、下水道局が企業局下水道部となる。 (総務課、計画維持課、建設課、施設管理課) |
| H3.2.18 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更認可 認可面積 1,600.0ha |
| H3.2.18 | 同上都市計画法事業変更認可 認可面積 1,600.0ha |

| 年月日 | 内 容 |
|-----------------|---|
| H4.1.28 | 日立市公共下水道事業下水道法事業変更認可（処理場改築） |
| H4.2.21 | 同上都市計画法事業変更認可 |
| H4.4.1 | 日立市下水道条例の一部改正（下水道使用料の改定） 下水道使用料の総合改定率41.4% |
| H5.8.19 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道都市計画変更決定 計画面積 1,682.0ha |
| H5.10.23 ～24 | 日立下水道20周年記念祭開催 テーマ「見て下さい 20歳になった 下水道」 |
| H6.6.21 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更認可 認可面積 1,682.6ha 流域関連第3期事業計画地区（南部調整区域）の追加 |
| H6.10.28 | 日立市公共下水道事業下水道法事業変更認可、処理場及びポンプ場改築 |
| H6.12.5 | 那珂久慈広域ブロック広域汚泥処理事業に係る第1基目汚泥焼却炉施設等建設協定 （茨城県、水戸市、日立市、日立・高萩・十王広域下水道組合、友部・笠間広域下水道組合） |
| H6.12.26 | 日立都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正 流域関連処理区（南部第3期地区）に適用する受益者負担金を決定 （1㎡当たり520円） |
| H7.1.20 | 都市計画法事業変更認可 |
| H7.5.18 | 下水道特別委員会廃止（建設委員会に統合） |
| H7.6.26 | 日立市公共下水道事業下水道法事業変更認可 那珂久慈浄化センター汚泥処理棟・用水及び排水処理棟の施設追加 |
| H9.6.1 | 日立市の下水道条例の一部改正（下水道使用料の改定） 下水道使用料の総合改定率21.8% |
| H9.10.1 | 企業局第一次組織改革 水道部・下水道部の総務課を統合、業務部総務課となる。 |
| H10.3.27 | 日立市公共下水道事業下水道法事業変更認可（処理場及びポンプ場改築） |
| H10.9.16 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更認可 認可面積1,725.5ha、流域関連第4期事業計画地区（南部調整区域）の追加 |
| H11.4.1 | 企業局第二次組織改革（業務部・上下水道部） 計画維持課と建設課が、業務部給排水課と上下水道部下水道課になる。 施設管理課を浄化センターに名称変更 |
| H11.4 | 公共事業の再評価を実施 |
| H14.3.12 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更認可（事業期間延長） 水戸市参入に伴う全体計画見直し 計画人口 66,780人 全体計画面積 2,172.2ha |
| H16.11.1 | 十王町編入に伴い、日立・高萩広域公共下水道組合規約の改正 |
| H17.2.28 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道（雨水）事業変更認可 計画面積 259.0ha→193.4ha（排水区の見直し、茂宮川第8、瀬上川第1、瀬上川第2） |
| H17.3.31 | 日立市公共下水道事業変更認可 認可面積 2,080.1ha 全体計画見直し 計画人口 96,779人、計画面積 2,204ha 処理場能力 日最大 84,000㎥/日 |
| H18.3.2 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更認可 認可面積 1,754.3ha（流域関連第4期事業計画地区（常磐道南インター周辺地区等）の追加） |
| H18.12.28 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道（雨水）事業変更認可 計画面積 193.4ha→585.4ha（排水区の追加、南川尻川、泉川第1、泉川第2） |
| H20.9 | 公共事業の再々評価を実施（B/C 中央処理区2.5、流域関連処理区1.7） |
| H21.12.7 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道（雨水）事業変更認可 計画面積 585.4ha→669.4ha（排水区の追加、第2大沼川、大沼川第4） |

| 年月日 | 内 容 |
|-----------|--|
| H22.3.23 | 日立市公共下水道（雨水）事業変更認可 計画面積 607.7ha（排水区の追加、八反原川、舟入川、雨降川、所沢川） |
| H23.6.14 | 日立市公共下水道（雨水）事業変更認可 計画面積 607.7ha（雨水幹線一部断面変更） |
| H24.3.15 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道（雨水）事業変更認可 計画面積 669.4ha→767.1ha（排水区の追加、大沼川） |
| H24.5.17 | 日立市公共下水道事業変更協議 計画面積 2,080.11ha→2,081.21ha（処理区の追加、城南町の一部） 下水道法改正に伴い認可制から協議制へ変更 |
| H25.9.18 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業 那珂川久慈川流域別下水道整備総合計画見直しに伴う全体計画見直し 計画人口 52,400人 全体計画面積 2,172.4ha 整備計画年度延長 |
| H26.3.27 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更協議 事業期間延長 全体計画に準じた計画諸元（汚水）の見直し |
| H27.1.29 | 日立市公共下水道事業 常磐海域流域別下水道整備総合計画見直しに伴う全体計画見直し 計画人口 74,500人 整備計画年度延長 |
| H27.3.19 | 日立市公共下水道事業変更協議 事業期間延長 全体計画に準じた計画諸元（汚水）の見直し 好気性発酵処理（コンポスト）施設の廃止 |
| H27.3 | 日立市公共下水道事業総合基本計画策定 |
| H29.11 | 好気性発酵処理（コンポスト）施設の撤去 （滑川本町 敷地面積 21,118㎡、延床面積 1,721.35㎡） |
| H29.12.28 | 日立市公共下水道事業変更協議 事業期間延長 改正下水道法に対応した見直し、高鈴中継ポンプ場の廃止に伴う変更 |
| H30.10.18 | 那珂久慈流域下水道関連日立市公共下水道事業変更協議 事業期間延長 改正下水道法に対応した見直し |
| R4.3.24 | 日立市公共下水道（雨水）事業変更協議 計画面積 607.7ha→830.8ha（排水区の追加、滝ノ上、桜川第4、第二雨降川） |

